

(目的)

第1条 この条例は、市内にあるすぐれた自然の風景地を保護し、市民の保健休養、教化に資するため観光資源の育成と、その利用増進を図ることを目的とする。

(区域の指定)

第2条 保護育成のための区域の指定は、市長が関係団体の長及び地区の代表者並びに学識経験者の意見を聴き定める。

2 市長は、区域を定める場合には、その旨告示しなければならない。

3 区域の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。

(指定の解除及び区域の変更)

第3条 市長は、保護区域の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係団体の長及び地区の代表者並びに学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(保護の規制)

第4条 観光の風致を維持するため次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。ただし、当該地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際、既に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 木竹を伐採すること。

(3) 鉱物を採掘、土石を採取すること。

(4) 著しく土地の形状を変更すること。

(5) 動植物で特に市長が指定するものを採取すること。

(6) その他法律等に関して規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 市長は、自然の風景を保護するために必要があると認めるときは、前項各号に規定する行為をしようとする者に対して必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(1) 公園事業として行う行為

(2) 通常の管理行為その他の行為であって規則で定めるもの

(利用の規制)

第5条 指定区域においては、何人もみだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該区域の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で「ごみ」その他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

(2) 著しく悪臭を発散させ、騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、けん悪の情を催させ、利用者に著しく迷惑をかけること。

2 市長は、前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

(実地調査)

第6条 市長は、区域の指定若しくは執行に関し実地調査のため必要があるときは、職員をして他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、実地調査の障害となる木竹若しくは「さく」等を伐採させ、又は除去させることができる。

2 市長は、前項の規定行為をさせようとするときは、あらかじめ土地の所有者、占有者及び木竹又は「さく」等の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(国、県に関する特例)

第7条 公園事業のうち国、県が行う事業及び行為については第4条の規定は要しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の福島町観光条例(昭和40年福島町条例第21号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。